

①都道府県	②市区町村名	0 就学援助制度問い合わせ先（広報用）					1 令和2年度就学援助制度の実施について											
		①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他（SNSなど）	1. 就学援助制度の周知方法											
							(1) 就学援助制度の周知方法について（あてはまるものを全てに○）										(2) ケの内容	
ア. 教育委員会のウェブサイト	イ. 自治体の広報誌等に制度掲載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ. 学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	キ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. その他 → (2)	12	8	7	6	15	12	15	3		4
18	18	18	18	18	16	0	12	8	7	6	15	12	15	3	4	4		
香川県	高松市	高松市教育委員会 学校教育課	087-839-2616	gakkyo@city.takamatsu.lg.jp	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/josei/kosodate/shugakushien.html		○	○		○	○	○	○	○	○			
香川県	丸亀市	教育部 総務課	0877-24-8820	kyoikusomu-k@city.marugame.lg.jp	http://www.city.marugame.lg.jp		○			○	○	○						
香川県	坂出市	坂出市教育委員会学校教育課	0877-44-5024	gakkyou@city.sakaide.lg.jp	https://www.city.sakaide.lg.jp/soshiki/gakkoukyouiku/		○	○	○	○	○	○	○					懇談会や保護者面談時に個別に周知。
香川県	善通寺市	教育委員会教育総務課	0877-63-6326	kyoiousomu@city.zentsuji.lg.jp								○	○					・1月上旬に小学6年生の必要保護児童の保護者に就学援助制度の書類を配布、新小学1年生の児童の保護者に就学援助制度の書類を郵送。 ・1月末に中学3年生以外の児童生徒の保護者に就学援助制度案内を配布。
香川県	観音寺市	教育委員会 学校教育課	0875-23-3938	gakkou@city.kanonji.lg.jp	http://www.city.kanonji.kagawa.jp/		○	○		○	○	○	○					
香川県	さぬき市	さぬき市教育委員会事務局学校教育課	0879-26-9972	gakkokyoiku@city.sanuki.lg.jp	https://www.city.sanuki.kagawa.jp/education/school/help		○	○		○	○	○	○					
香川県	東かがわ市	教育委員会事務局学校教育課	0879-26-1237	hk-gattukou@city.higashikagawa.lg.jp	https://www.higashikagawa.jp		○											子育て支援課の相談員等から個別に案内。
香川県	三豊市	教育委員会事務局 学校教育課	0875-73-3131	gakkoukyouiku@city.mitoyo.lg.jp	http://www.city.mitoyo.lg.jp		○		○		○	○						
香川県	土庄町	土庄町教育委員会 教育総務課	0879-62-7012	kyoiku@town.tonosho.lg.jp	http://www.town.tonosho.kagawa.jp		○	○	○		○	○	○					
香川県	小豆島町	こども教育課	0879-82-7014	olive-kyoiku@town.shodoshima.lg.jp	https://www.town.shodoshima.lg.jp/kosodachi/mokuteki/4/jyoseisyogakuseityugakusei/index.html		○	○			○		○					
香川県	三木町	教育総務課	087-891-3313	kyoikusomu@town.miki.lg.jp	https://www.town.miki.lg.jp/						○		○					
香川県	直島町	教育委員会	087-892-2882	kyoiku1@town.naoshima.lg.jp	http://www.town.naoshima.kagawa.jp/								○					毎年度の入学前にこども園を通じて就学援助制度の書類を配付。
香川県	宇多津町	教育委員会事務局学校教育課	0877-49-8007	kyoiku@town.utazu.kagawa.jp	https://www.town.utazu.lg.jp		○		○	○	○	○	○					
香川県	綾川町	綾川町教育委員会 学校教育課	087-876-1180	kyoiku@town.yagawa.lg.jp	https://www.town.yagawa.kagawa.jp/		○				○	○	○	○				
香川県	琴平町	教育委員会 生涯教育課	0877-75-6715	kyoikuiinkai@town.kotohira.lg.jp	http://www.town.kotohira.kagawa.jp						○	○	○	○				
香川県	多度津町	香川県 多度津町 教育委員会 教育課	0877-33-0700	kyoiku@town.tadotsu.lg.jp	https://www.town.tadotsu.kagawa.jp		○	○			○							
香川県	まんのう町	まんのう町教育委員会 学校教育課	0877-89-7100	kyoiku@town.manno.lg.jp	http://www.town.manno.lg.jp/			○	○		○							
香川県	三豊市観音寺市学校組合	三豊市観音寺市学校組合教育委員会	0875-73-3130	kyoikusomu@city.mitoyo.lg.jp					○		○	○	○					

①都道府県	②市区町村名	I 令和2年度就学援助制度の実施について																II 自由記述欄		
		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																就学援助制度の運用や、経済的に困難している児童生徒に対する貴市区町村の取組・対応について、これまでの回答への補足		
		(1) 令和2年7月時点の貴市区町村の実施（検討）状況について（あてはまるもの1つに○）																		
<小学校>① 実施・検討状況について				<小学校>②				<中学校>③ 実施・検討状況について				<中学校>④				(2) (1) ①及び③のエの内容				
ア、入学前支給を行っている。	イ、入学前支給を行っているが、現在検討はしている。	ウ、入学前支給を行っておらず、現在検討していない。	エ、その他 → (2)	ア、令和元年度（令和2年度新入学分）以前	イ、令和2年度（令和3年度新入学分）	ウ、令和3年度（令和4年度新入学分）以降	エ、未定	ア、入学前支給を行っている。	イ、入学前支給を行っているが、現在検討はしている。	ウ、入学前支給を行っておらず、現在検討していない。	エ、その他 → (2)	ア、令和元年度（令和2年度新入学分）以前	イ、令和2年度（令和3年度新入学分）	ウ、令和3年度（令和4年度新入学分）以降	エ、未定					
18	18	17	0	0	1	17	0	0	0	18	0	0	0	18	0	0	0	1	0	
香川県	高松市	○				○				○				○						
香川県	丸亀市	○				○				○				○						
香川県	坂出市	○				○				○				○						
香川県	普通寺市	○				○				○				○						
香川県	観音寺市	○				○				○				○						
香川県	さぬき市	○				○				○				○						
香川県	東かがわ市	○				○				○				○						
香川県	三豊市	○				○				○				○						
香川県	土庄町	○				○				○				○						
香川県	小豆島町	○				○				○				○						
香川県	三木町	○				○				○				○						
香川県	直島町	○				○				○				○						
香川県	宇多津町	○				○				○				○						
香川県	綾川町	○				○				○				○						
香川県	琴平町	○				○				○				○						
香川県	多度津町	○				○				○				○						
香川県	まんのう町	○				○				○				○						
香川県	三豊市観音寺市学校組合				○					○				○						組合立中学校のみ、小学校の記載なし。